

第 388 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

課長補佐 定刻になりましたので、ただ今より第 388 回東京地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

各委員にご報告を申し上げます。公益代表委員の笹島前会長におかれましては、一身上の都合により辞職の申出をされ、本年 5 月 16 日付で承認されました。本年 6 月 20 日付、後任に都留康一橋大学教授を補欠の委員として任命させていただきましたことをご報告申し上げます。

都留委員をご紹介しますので、都留委員、ごあいさつをお願いいたします。

都留委員 一橋大学経済研究所の都留と申します。よろしく申し上げます。

課長補佐 続いて本日の出席状況を確認いたします。公益代表委員 6 名、労働者代表委員 6 名、使用者代表委員 6 名の委員定数 18 名に対し全員がご出席ですので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項による定足数である、全委員の 3 分の 2、12 名以上または各側委員の各 3 分の 1 以上を満たしていることをご報告します。

賃金課長 4 月 1 日付で賃金課長を拝命いたしました古賀でございます。よろしくお願いいたします。前会長が辞任されましたので、新たに会長が選出されるまでの間、司会進行を務めさせていただきます。

それでは議事に先立ちまして、渡延労働局長よりごあいさつ申し上げます。

労働局長 東京労働局長の渡延でございます。本日は、ご多忙のところ第 388 回東京地方最低賃金審議会にご臨席いただきまして、まことにありがとうございます。年度第 1 回目の審議会でございますので、開会に際しまして一言ごあいさつを申し上げます。

ただ今の笹島前会長のご退任、そしてその後任としてのご就任の都留委員のほか、皆さま方は昨年 5 月 17 日付でこの審議会の委員にご就任いただいております。今年度は 2 年度目を迎えたところでございます。どうか引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、去る 6 月 14 日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対しまして、本年度の地域別最低賃金改定目安について、調査審議を求める旨の諮問があったところであります。本年の大臣からの諮問には、ニッポン一億総活躍プラン、経済財政運営と改革の基本方針 2016 および日本再興戦略 2016、この 3 つの閣議決定に配慮することが求められるものであ

りました。ニッポン一億総活躍プランの中では、最低賃金については年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく、これにより全国加重平均が1,000円となることを目指す、このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上のための支援や取引条件の改善を図るとされています。ほかの2つの閣議決定にも同様の内容が盛り込まれています。

後ほど当審議会にお諮りいたします東京都最低賃金の改正の諮問につきましても、同様の内容とさせていただきたいと考えておりますが、各委員の皆さま方には最低賃金を取り巻く諸般の事情を総合的にご勘案の上、ご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

本日も大変暑くなっております。今年の夏は例年よりも暑いと報じられているところでございます。この東京の最低賃金につきまして、どうか本年度もご熱心なご審議を頂戴できますよう改めてお願い申し上げます。冒頭のごあいさつとさせていただきます。何卒、どうぞよろしく願いいたします。

賃金課長

それでは、議事(1)、「会長、会長代理の選出について」に入りたいと思います。以後、座ってお話をさせていただきます。

会長の選出につきましては、最低賃金法第24条第2項において、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされていますが、従来から公益代表委員の間で互選していただき、労使委員双方からご承認いただくとしてまいりました。今回も同じ進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

賃金課長

ご異議なしとのことですので、従前のおり進めさせていただきます。本会議に先立ち、公益代表委員の皆さまにおいて会長候補が互選されていますので、そのご報告を村上委員をお願いいたします。

村上委員

それでは、互選結果について報告いたします。会長には森会長代理を推挙いたします。

賃金課長

ただ今、村上委員より森会長代理を会長にのご推挙がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

賃金課長

ご異議なしとのことですので、会長には森委員の就任を決定させていただきます。

続きまして、森会長代理が会長となりましたため、最低賃金法第 24 条第 4 項により、新たに会長代理を選任する必要があります。こちらも従来から、公益代表委員の間で互選していただいた後、本審議会において労使委員双方からご承認をいただくこととしてまいりました。今回も同じ進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

- 賃金課長 ご異議なしとのことですので、従前のおり進めさせていただきます。本会議に先立ち、公益代表委員の皆さまにおいて会長代理候補が互選されていますので、そのご報告を村上委員にお願いいたします。
- 村上委員 それでは、互選結果について報告いたします。会長代理には都留委員を推挙いたします。
- 賃金課長 ただ今、村上委員より都留委員を会長代理にとのご推挙がありました。が、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

- 賃金課長 ご異議なしとのことですので、会長代理には都留委員の就任を決定させていただきます。
- それでは、会長からごあいさつをいただき、以後の議事につきましては会長に進行をお願いいたします。
- 森会長 今回新たに会長にご指名をいただいた森でございます。暑い夏の到来が予想されておりますけれども、そうした中で厳しい審議をお願いすることになります。委員の皆さまには大変なご苦勞をおかけすることになると思っておりますけれども、よろしくをお願いいたします。
- 最低賃金をめぐっては、政府の方針をはじめ、さまざまな主張、提案がなされていることは皆さまもすでにご存じのことと思います。また、経済を取り巻く状況も厳しく変化しています。私たちはそうした動向に注意を払いつつも、この審議会の場で、それぞれの立場から議論を尽くすことが期待されていると思います。
- 私は、戦後の日本で労使が議論を戦わせることによって、お互いの立場を超えて共通の場所に到達できたことが、高度成長とそれ以降の日本経済の発展を支えたと考えております。この審議会の場はそれとは異なるものではあります。ここでも各委員が議論を戦わせることで、より良き到達点に達することができるかと信じています。そういった意味で、

各委員の奮闘を期待したいと思います。

最低賃金に対して世間の注目が年々高まる中、厳しい判断を迫られることになるかと思えます。私も微力ながら円滑な議事進行に努めたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。まず、本日の議事録の署名担当ですが、公益委員は私が、労働者側は尾野委員、使用者側は石川委員をお願いいたします。

それでは、議事(2)の「東京都最低賃金の改正決定の諮問」に入らせていただきたいと思います。

本日、東京労働局長より、東京都最低賃金について改正諮問をされることのご意向ですので、当審議会としてこれをお受けすることにいたしたいと思えます。

それでは、局長、お願いいたします。

(局長から会長に諮問文手交)

森会長 　　それでは、事務局から諮問文の朗読をお願いいたします。

(事務局より各委員に諮問文(写)配布)

(諮問文朗読)

主任賃金指導官 　　それでは、諮問文を読み上げます。

東労発基第451号、平成28年7月4日、東京地方最低賃金審議会会長殿。東京労働局長渡延忠。最低賃金の改正決定について諮問。最低賃金法、昭和34年法律第137号第12条の規定に基づき、東京都最低賃金、昭和55年東京労働基準局最低賃金公示第8号、の改正決定について、ニッポン一億総活躍プラン、平成28年6月2日閣議決定、経済財政運営と改革の基本方針2016、同日閣議決定、及び日本再興戦略2016、同日閣議決定、に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

以上です。

森会長 　　ありがとうございます。それでは、諮問にあたり事務局から関連の資料が用意されているようですので、説明をお願いしたいと思います。

賃金指導官 　　お手元に配布している資料のうち、私のほうからは資料2から資料6までご説明させていただきます。

資料番号2ですけれども、こちらは2016年春闘賃上げ要求・妥結状況についてということで、都内の1,000の労働組合を対象に、東京都産業

労働局が調査し発表している資料になります。

2 ページ目の第 1 表は、今年の春闘賃上げ状況につきまして、産業別・規模別の要求状況の組合員 1 人当たりの加重平均値となっています。裏面、3 ページ目の第 2 表は、同じく今年の春闘賃上げ状況につきまして、産業別・規模別の要求状況の 1 組合当たりの単純平均値となっています。

4 ページ、5 ページにつきましては、第 3 表、第 4 表とありまして、同様の妥結状況についての加重平均値、妥結状況についての単純平均値となっています。

6 ページ目は、過去 10 年間の要求・妥結結果をまとめたものです。下の図の棒グラフの凡例が見にくくて申し訳ないのですが、灰色のほうが要求金額、青色のほうが妥結金額となっています。

続きまして、資料番号 3 です。A3 の紙 2 枚物で、東京都と全国の労働経済関係資料になります。毎月勤労統計調査等の資料を基にしまして、毎月事務局で編集をしているものです。資料の出どころにつきましては、各表の一番下の欄に表示しています。各表とも、一番上から平成 23 年以降の年平均値を 23 年から 27 年まで示してありまして、その下に平成 27 年 1 月以降の各月の数値を示してあります。真ん中から下につきましては、年平均値については前年比、各月の数値については前年同月比もしくは前月比ということで、それぞれ指標の性格に応じて使い分けた、比較した数値の増減を載せています。

7 ページ、その 1 のほうは、主に雇用状況に関する資料をまとめたものです。8 ページのその 2 は、工業指数、所得・消費、物価、企業倒産等の状況ということで、雇用を取り巻く経済状況に関する資料となっています。

なお、その 1 の労働市場の状況につきましては 7 月 1 日発表の数値がありますので、追加させていただきます。東京都は、新規求人倍率が 3.29 倍で前月比 0.14 ポイントの上昇、有効求人倍率が 2.03 倍で前月比 0.01 ポイント上昇。全国につきましては、新規求人倍率が 2.09 倍、前月比 0.03 ポイントの上昇、有効求人倍率が 1.36 倍、前月比 0.02 ポイントの上昇となっています。

資料の 4～6 ですが、9 ページ以下は、先ほど本日の諮問に付されました 3 つの閣議決定についての抜粋になります。最低賃金に関する部分につきましては下線を引いていますのでご参照ください。私からの説明は以上です。

森会長

ただ今ご説明がありましたけれども、それについて何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ただ今当審議会として諮問を受けましたので、東京都最低賃金の改正について関係労働者および関係使用者の意見を求めることとなりますが、この手続きについて事務局のほうから説明していただきたいと思います。

賃金課長 最低賃金法第 25 条第 5 項、最低賃金法施行規則第 11 条第 1 項による関係者の意見聴取に係る手続きについてご説明申し上げます。

最低賃金の改正について調査審議を行う場合、審議会は関係労働者および関係使用者の意見を聞くこととされており、このため一定期日まで審議会に意見書を提出すべき旨を公示することとなります。この意見書の提出を求める旨の公示につきましては、公示日は本日、平成 28 年 7 月 4 日月曜日、意見書提出日は平成 28 年 7 月 19 日火曜日を予定していますので、よろしく願いいたします。

森会長 それでは、今後、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づきまして、金額審議のための専門部会を設置することになります。そこで調査審議を行うこととなりますが、専門部会委員の任命の手続き等について、事務局よりご説明を願いたいと思います。

賃金課長 専門部会委員の任命等の手続き等についてご説明申し上げます。専門部会の委員については、最低賃金審議会令第 6 条第 1 項で、公・労・使、各委員 3 名、委員数 9 名以内とされています。公益代表委員につきましては局長が任命し、労働者代表、使用者代表委員につきましては、関係者、関係団体の推薦に基づいて局長が任命することとなっています。労使委員の推薦の公示につきましては、公示日は本日、平成 28 年 7 月 4 日月曜日、締切日は平成 28 年 7 月 15 日金曜日を予定していますので、よろしく願いします。

森会長 労使の皆さま、これでよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思います。最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について委員の皆さまにお諮りしたいと思います。

最低賃金審議会令第 6 条第 5 項では、審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができることとされています。当会では、全会一致の場合に限り最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用してまいりました。今年度の東京都最低賃金専門部会についてもこの規定を適用したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

森会長

ありがとうございます。それでは、今年度の東京都最低賃金専門部会の決議について、全会一致の場合に限り最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとします。

それでは続きまして、議事(3)「その他」に入りたいと思います。笹島前委員長の辞任によりまして、運営委員会の公益代表委員が1名欠員となっています。東京地方最低賃金審議会運営規程第3条第1項において、会長が委員を指名するとされていますので、会長の私から、運営委員会の公益代表の補欠委員に都留委員を指名させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、次に「その他」ということで、事務局のほうから何かありましたらよろしくお願いたします。

賃金課長

お配りしました資料に関して、資料目次の参考1から参考5までについてご説明させていただきます。

参考1としてお配りしている資料ですが、東京春闘共闘会議から2016年5月20日付で、東京労働局長に宛て「要請書」と題し、1、全国一律最低賃金制の導入など最低賃金法の抜本改正を図り、時間額1,000円以上を早期に実現すること、2、最低賃金審議会委員、専門部会委員を公正に選任すること、3、審議会および専門部会を全面公開とすること、また、意見陳述の場を設けること、4、生活保護との整合性に関する資料をそろえること、との文書が提出されています。

さらに、東京春闘共闘会議からは参考2にお示しのとおり、2016年6月17日付、「最低賃金時給1000円以上の早期実現と審議会の公正運営、意見陳述を求める要請書」と題し、5月20日付の要請事項に加えまして、こちら4番目の項目ですが、東京で暮らす労働者の生活実態を審議会の場で直接意見陳述できるよう公開審議の場を求める、などを内容とする文書が提出されています。

また、併せて、参考3にお示しのとおり、「すみやかに時間額1,000円以上に引き上げることを求める要請署名」、18,936筆が提出されています。なお、この際、別つづりとなっている「自治体キャラバンパート12報告集」「自治体キャラバン12全都募集時給調査報告」について、審議会各委員への配布要請がありましたので、これを参考4および5としてお配りしています。

以上、それぞれ最低賃金改正に係る要請ですので、参考として皆さまのお手元に配布させていただきました。要請文原本および署名原本につきましては、ただ今お示しいたします。

課長補佐 それでは、要請文原本と署名原本をセンターテーブルに置きまして、披露させていただきたいと思います。

(要請文原本、署名原本をセンターテーブルに置く)

森会長 どうもありがとうございました。そのほかに事務局から何かございますでしょうか。

賃金課長 ございません。

森会長 それでは、本日はこれで終了したいと思います。どうもお疲れさまでした。

賃金課長 ありがとうございます。次回本審の日程についてご連絡いたします。次回本審では、目安の伝達が予定されています。開催日程につきましては事務局より後日ご連絡いたしますので、委員の皆さまのご出席をよろしく願いいたします。

本日は以上で終了しますが、先に委員が退室されます。傍聴人の方々は、委員が退室する間しばらくそのままご着席願います。